

答 申 第 8 1 号
令和4年9月8日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年4月26日付け青人第68号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 12 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、青森県庁（青森市長島一丁目にある事業場）に関し、令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間及び同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間（以下「各対象期間」という。）ごとに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、農村整備課、人事課及び財産管理課の各課ごと及び各対象期間ごとに、いずれも、「巡視を実施していないため、資料を保有していません。」として不開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、農村整備課及び人事課に係るものにあつては令和 4 年 3 月 24 日、財産管理課に係るものにあつては同月 25 日、それぞれ、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 27 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 青森県庁本庁舎（青森市長島一丁目にある事業場）は他の自治体の県庁本庁舎の規模から比較して、事業場の規模として、常時使用する労働者数が50人を上回るものと確信している。このことから、労働安全衛生法の規定に基づく産業医及び衛生管理者の作業場等の巡視の措置義務を事業者である実施機関が負うものである。
- (2) 労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。各対象期間の初日から末日までの間に満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、各対象期間において少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。また、各対象期間を通じて9月あるから、各対象期間を合計して少なくとも4件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。
- (3) コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、各対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとする事は到底考えられない事態である。
- (4) 産業医の作業場等の巡視が定期的に行われていない場合には、早期に是正が図られるべきである。よって、各対象期間において、事業場で選任された産業医が作業場等の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難い。よって、必ず、事業場で選任された産業医による作業場等の巡視は行われているはずである。
- (5) 「作業場等の巡視の状況又は結果」に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあつてしかるべきである。また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。
- (6) 青森県文書取扱規程第3条において「職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしなければならない

ない。」とされている。つまり、青森県において、基本的に行政文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、青森県が使用する地方公務員が青森県を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、青森県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。各対象期間において、産業医による作業場等の巡視が行われていないから記録が作成されておらず保存されていないということは、「事務が円滑かつ適正に行われ」ておらず、「文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかに」することが困難である。よって、各対象期間において産業医等の巡視が実施されていたならば、行政文書は必ず作成されているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

農村整備課、人事課（総務事務センター）及び財産管理課は、所属職員が50人以上であることから、産業医を選任している。

産業医は概ね月に1回来庁しているが、主に長時間労働者に対する保健指導等の業務に従事しており、巡視業務に従事する時間を確保出来なかったことにより、巡視を実施していないものである。

なお、令和4年4月に産業医が職場巡視を実施したところであり、今後も継続して実施していくこととしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の作成は、農村整備課、人事課（総務事務センター）及び財産管理課において、各対象期間に、産業医による作業場等の巡視が行われていることが前提と

なる。

この点、実施機関によれば、産業医は概ね月に1回来庁しているが、主に長時間労働者に対する保健指導等の業務に従事しており、巡視業務に従事する時間を確保出来なかったことにより、巡視を実施していないとしている。

産業医の巡視が実施されていなかったのであれば、産業医による作業場等の巡視の状況又は結果も記録されないこととなる。

その他、農村整備課、人事課（総務事務センター）及び財産管理課において、各対象期間に、産業医による作業場等の巡視が実施され、その状況又は結果に関する記録が作成されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 その他

審査請求人は、文書作成義務がある等種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|-------------------|
| 令和4年4月26日 | ・実施機関からの諮問書を受理した。 |
| 令和4年5月25日 | ・実施機関からの弁明書を受理した。 |
| 令和4年6月24日 (第134回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年7月22日 (第135回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和4年8月26日 (第136回審査会) | ・審査を行った。 |

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|-------|----------------------|---------|
| 伊藤 健 | 国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教 | |
| 加藤 徳子 | 消費生活アドバイザー | |
| 香取 真理 | 公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授 | |
| 熨斗 佑城 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 森 雄亮 | 弁護士 | 会長 |

(令和4年9月8日現在)